



秋厚労公式LINE
友達登録をお願いします
予定、ホームページ、
組合のてびきなど情報
が閲覧できます



NO 2039号
2026年2月10日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018-864-3341
FAX 018-864-3349

春
闘

3月12日(木)団体交渉

JAビル8階中会議室 13時30分中央委員会 15時団体交渉

【年間手当に関する要求】

- 【1】 秋厚労の組合員の生活を守る為、秋厚労の組合員（事務長など労働協約で加入できない人も含む）に対するの年度末手当（本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当）を1.0ヶ月（基準日・支給日を3月31日）支給すること

【賃金に関する要求】

- 【1】 全職員の定期昇給は必ず実施し、最低月額2万円のベースアップをすること。なお、賃金の改善は2026年4月1日とすること
- 【2】 58歳以降も定期昇給すること

【人手に関する要求】

- 【1】 各職場の採用を増やすために具体的な取り組みと進捗状況（データ）を示すこと
- 【2】 離職者を減らすための具体的な取り組みを示すこと
- 【3】 各病棟にクラークを最低1名配置すること

【業務改善に関する要求】

- 【1】 全病院で業務の統一化を図ること
- 【2】 会主導の業務改善で改善したことや課題となっているものについて示すこと

【年次有給休暇に関する要求】

- 【1】 年次有給休暇について、秋厚労の組合員（事務長など労働協約で加入できない人も含む）が年14日以上取得できるようにすること
- 【2】 現行の永年勤務休暇に加え、勤続10年、15年、20年の職員に対して2日間以上の特別休暇を与えること

【家族手当に関する要求】

- 【1】 家族手当の要件について、年金・給料・農業所得等全ての収入の合計額を年間130万円未満にすること

【転勤に関する要求】

- 【1】 秋厚労の組合員の転勤に関して、組合員のライフスタイルに考慮すること。また、転勤者には転勤の理由と期間を事前に打診し了承を得ること
- 【2】 会の都合で住居を移転する場合、支度料は本人20,000円とし、家族帯同の場合は一人につき10,000円を加算すること
- 【3】 会の都合で住居を移転する場合、荷造運賃は、家財の荷造材料費、人夫費（作業に伴う諸費用、人件費、交通費、福利厚生費、保険料）運送保険料、賃貸時の初期費用の合計額を上限は定めず実費支給すること
- 【4】 会の都合で家族と別居している場合、別居手当（原則として配偶者と別居の場合）月額45,000円とし、赴任先住居と家族の住居が交通距離（片道）が50km以上の場合は別居手当の額に10,000円加算すること
- 【5】 会の都合で住居を移転する場合の賃貸料は、会が全額支給すること
- 【6】 会の都合で住居を移転する場合、夏季（4月～11月）は通勤、冬季（12月～3月）は賃貸を可能とする。賃貸料は全額支給とする

【感染症対応に関する要求】

- 【1】 感染症などに感染し、病院の指示で出勤停止になった場合の休暇は特別休暇とすること

【委託・外注・派遣に関する要求】

- 【1】 栄養科、および病院の危機管理の中核である中央監視室について、委託・外注・派遣化構想の検証をすること